

保育施設とは、保護者が仕事・病気等の理由により家庭で児童の保育ができない場合、小学校に入学するまでの児童を保護者に代わって保育する児童福祉施設です。入所にあたっては、牧之原市に住所があり、保育の必要があるという認定を受けた子どもが対象となります。

## －保育を利用するために－

### ①保育を必要とする要件

認可保育所等のご利用にあたっては、保育の必要性の認定を受ける必要があります。保育の必要性の認定を受けるためには、保護者（父および母）が次のいずれかの事由に該当する必要があります。

保育の必要な事由	保護者の状況	入所可能期間
就労	月64時間以上働いている	就労している期間
妊娠・出産	妊娠中または出産後で休養が必要である	予定日の2ヵ月前の初日から、出産月から3ヵ月後の月末の期間内の <b>最長6ヶ月</b>
就学	大学や職業訓練校、専門学校等に通っている（月64時間以上）	就学している期間
保護者の病気、負傷または心身障害	病気やけが、または精神や身体に障害がある	療養を必要としなくなるまで
求職活動	求職活動を継続的に行っている	90日以内
親族の介護、看護	月64時間以上、親族を介護または看護している	介護または看護の必要がなくなるまで
その他	・震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている ・配偶者から暴力により子どもの保育を行うことが困難である ・育児休業前に既に保育園を利用しており、継続利用が必要である 等	必要な期間

※**求職活動で申込みをする場合**、保育施設に入所後90日以内に勤務を開始し、「就労証明書」を提出していただく必要があります。「就労証明書」を期限までにご提出いただけない場合、原則退所となります。

※**育児休業中の方は**、育児休業期間中は「家庭で保育ができる」として扱うため、原則職場に復帰するまでは保育所に預けることはできません。預けることができるのは、育児休業から職場復帰する日の属する月からとなります。

※**保育園等入所希望児童以外の就学前児童を家庭で保育している場合は**、原則として希望児童も保育園での保育を必要としないと判断します。